

令和7年第3回川西町 議会定例会会議録

令和7年9月19日 金曜日 午前10時45分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 遠藤明子

出席議員（12名）

1番 船山千鶴君	2番 鈴木孝之君
3番 寒河江寿樹君	4番 渡部秀一君
5番 寒河江司君	6番 吉村徹君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 高橋輝行君
12番 遠藤明子君	13番 鈴木幸廣君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 茂木晶君	副町長 島貫啓一君
教育長 片倉和之君	総務課長 有坂強志君
企画財政課長 坂野成昭君	政策推進課長 色摩良一君
会計管理者・ 税務会計課長 鈴木玄君	住民課長 大河原孝如君
福祉介護課長 梶山由美君	健康子育て 課長 近祐子君
農林課長 大友勝治君	商工観光課長 安部博之君
地域整備課長 中山宗隆君	教育文化課長 前山律雄君
監査委員 嶋貫榮次君	企画財政課 課長補佐 (財政担当) 石田英之君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 優 徳
主 任 高 橋 知 希

事務局長補佐 竹 田 紀 子

議 事 日 程 (第 4 号)

令和7年9月19日 月曜日 午前10時45分開議

日程第 1 議第53号 川西町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから議第52号 令和7年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について

(総務文教常任委員会委員長)

(予算特別委員会委員長)

日程第 2 議第42号 令和6年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから議第48号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定についてまでの付託議案の審査報告について

(決算特別委員会委員長)

日程第 3 議第55号 川西まちなかテラス整備建設工事変更請負契約の締結について

日程第 4 議第56号 財産の取得について

日程第 5 発議第16号 議員の派遣について

日程第 6 発議第17号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回川西町議会定例会第18日目の会議を開きます。

(午前10時45分)

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めています。

◎議第53号 川西町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから議第52号 令和7年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第53号 川西町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから議第52号 令和7年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該5議案については、本定例会第1日目の9月2日本会議において、総務文教常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしましたものであります。その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

初めに、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長寒河江寿樹君。

(総務文教常任委員長 寒河江寿樹君 登壇)

○総務文教常任委員長 3番寒河江です。

それでは、私のほうから、総務文教常任委員会付託議案審査報告をいたします。

令和7年9月2日、第3回川西町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、2、3については、記載のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第53号 川西町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、職員の部分休業制度を拡充するため、本条例を改正する旨の説明を受けた。

以上、本議案について、当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

以上であります。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第53号 川西町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長鈴木孝之君。

(予算特別委員長 鈴木孝之君 登壇)

○予算特別委員長 2番鈴木です。

川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る9月2日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第49号 令和7年度川西町一般会計補正予算（第2号）、議第50号 令和7年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第51号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第52号 令和7年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上4議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等の職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

さらに、本日開かれた予算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された4議案は、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第49号 令和7年度川西町一般会計補正予算（第2号）、議第50号 令和7年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第51号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第52号 令和7年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上4議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいますようお願いをいたします。

また、議案審査に当たり、町当局より諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力をいただきました。

これで予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和7年度川西町各会計補正予算4議案につきましては、予算特別委員会において十分な審査の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認め、採決に入ります。

議第49号 令和7年度川西町一般会計補正予算(第2号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第50号 令和7年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第51号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第52号 令和7年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議第42号 令和6年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから議第48号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定についてまでの付託議案の審査

報告について

○議長 日程第2、議第42号 令和6年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから議第48号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定についてまでの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

この際、議員選出の渡部秀一監査委員は、監査委員席にご着席ください。

当該7議案につきましては、本定例会第3日目の9月4日本会議において、決算特別委員会に審査を付託いたしましたものであります。その結果について報告がありましたので、これを議題といたします。

決算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長神村健二君。

(決算特別委員長 神村健二君 登壇)

○決算特別委員長 神村です。

川西町議会決算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る9月4日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第42号 令和6年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第43号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第44号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第45号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第46号 令和6年度川西町水道事業会計決算認定について、議第47号 令和6年度川西町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、議第48号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について、以上7議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会を設置し、示された日程に従い、町長、副町長、教育長をはじめ関係課長等職員の出席を求め、令和6年度における主要な施策の成果及び予算実績報告書を中心に詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

さらに、本日開かれた決算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑、討論を行い、慎重審査の結果、付託された7議案は、いずれも認定すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第42号 令和6年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第43号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、

議第44号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第45号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第46号 令和6年度川西町水道事業会計決算認定について、議第47号 令和6年度川西町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、議第48号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について、以上7議案につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいますようお願いいたします。

また、決算審査に当たり、町当局には諸資料を提出いただき、効率的・効果的な審査にご協力をいただきましたことに感謝の意を表し、決算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 決算特別委員会委員長報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和6年度川西町各会計決算認定7議案につきましては、決算特別委員会において十分な審査の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

渡部秀一監査委員は自席にお戻りください。

直ちに採決に入ります。

議第42号 令和6年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第43号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第44号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第45号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第46号 令和6年度川西町水道事業会計決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第47号 令和6年度川西町下水道会計利益の処分及び決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第48号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第55号 川西まちなかテラス整備建設工事変更請負契約の締結について

○議長 日程第3、議第55号 川西まちなかテラス整備建設工事変更請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第55号 川西まちなかテラス整備建設工事変更請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容については、色摩政策推進課長が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 色摩政策推進課長。

○政策推進課長 それでは、私より、議第55号 川西まちなかテラス整備建設工事変更請負契約の締結についてご提案を申し上げます。

令和6年6月5日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西まちなかテラス整備建設工事について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、契約の目的、川西まちなかテラス整備建設工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約の金額、変更前の金額7億9,200万円、変更後の金額7億8,691万9,100円、比較しまして508万900円の減額契約でございます。

4、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字上小松988番地の1、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽。

本日付提出、町長名でございます。

別添としまして、第1回の契約仮変更書の資料をご覧いただきたいと思います。

本契約につきましては、令和6年6月5日付で締結したものでございますが、契約本文の第3行目でございますが、この契約につきましては、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するものでございます。

変更する内容については、この概要書によって説明をさせていただきたいというふうに思っています。

変更内容は、工損調査、工事損害調査というものでございますが、こちらにおきまして、事前調査で実施しました近隣家屋等の住宅3軒の事後調査分を減額するというような内容のものでございます。

減額する分につきましては、現在整備を進めております川西まちなかテラスの整備外構工事におきまして、こちらは完成予定が令和8年3月27日でございますけれども、こちらまでの期間ということで、対象期間を延長して工損調査を実施するというので、こちらの工事のほうに付け替えるというような内容のものでございます。

説明については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

高橋輝行君。

○10番 この内容については、町民から、今、何建てているのやというようなお尋ねがあります、以前から。さらに、最終的なこのテラスの、いわゆる役場跡地に建設されている内容についての提案でございます。最終的なものでないかというふうに思われるわけですが、ちょっとだけ振り返ってみますと、町から頂いた資料を基に、当初は、前町長の前田さんの時代の内容でありますけれども、14億8,000万だから、ざっと15億ぐらい、解体から何から全部含めて、そういう提案でありました。

しかし、最終的には、17億4,000万何がしですから17億5,000万、差引き大体2億6,000万ぐらい、頂いた資料によりますとね。非常に、18億は切るものの、ざっと18億、誇大な内容、金額的にはね。そういうような話などもする機会があるわけですが、改めて補正であります、最終的にかっこも出てきて、最終的な数値になるのかなということで、資料を見

ながら。

この18億の財源でありますけれども、いろいろ補助金など、交付金などありますけれども、町の基本的な一番大事な過疎債でありますけれども、これに10億も使っているという、そういう中で、私はこの建設については、複合的なものであれば理解は示すものの、当初から反対をしているわけですが、この数字は議会壇上で、今申し上げたざっと18億、そして、貴重な財源である過疎債を10億も使っていると。あとの分は借金になるわけなので、そのことをご紹介申し上げながら、町長、機会あるごとにまたいろいろ、町民とお話する機会があるかと思います。丁寧に説明をしながら理解を求め、そして、さらに運用面で、やっぱり十分活用できるようなことをしていかなければ、せっかく造ったものについて、宝の持ち腐れではないけれども、その辺を心配するわけですが、ちょっと町長から、金額は別として、全体的な考え方についてだけ、この際、改めてお伺いをおきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長 茂木町長。

○町長 高橋議員から今ご指摘いただきましたように、ハード面の整備については、そのような金額かかっているという、私どもも認識しております。

今後の話でいきますと、やはりハードを建てただけで終わったわけではなくて、むしろここから中身をどういうふうにつくっていくか、あるいは運用をどういうふうに今後していくか、こちらのほうが非常に大事なかと私も考えておりますので、そのあたり、町民の皆さんにしっかりとご理解いただけるように、丁寧に説明していきたいと思っておりますし、にぎわいのほう、あるいは地域づくり、こういった部分をしっかりとつくっていけるように、今後努力してまいりたいと考えております。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第56号 財産の取得について

○議長 日程第4、議第56号 財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第56号 財産の取得について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

内容については、色摩政策推進課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 色摩政策推進課長。

○政策推進課長 それでは、私より、議第56号 財産の取得についてご提案を申し上げます。

令和7年9月1日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西まちなかテラス整備備品（会議用机・椅子、事務用机・椅子等）の取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

- 1、取得物件、川西まちなかテラス整備備品（会議用机・椅子、事務用机・椅子等）。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約の金額、金1,045万円。
- 4、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字上小松3471番地7、株式会社平山家具、代表取締役平山利郎。

本日付提出、町長名でございます。

別添としまして、物品購入仮契約書をご覧いただきたいと思っております。

物品購入仮契約書、令和7年9月2日付でございます。

発注者は町長でございます。

受注者は、ただいま申し上げた業者でございます。

本文3行目でございますが、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するものでございます。

物品名、川西まちなかテラス整備備品（会議用机・椅子、事務机・椅子等）。

仕様、数量、規格等は別添、後ほど説明をさせていただきたいと思います。

契約金額は1,045万円でございます。

次に、川西まちなかテラス整備備品（会議用机・椅子、事務机・椅子等）の仕様、数量、規格等でございます。

最初に、1の机でございます。①調理室用机4台、②多目的室・ホール兼用机40台、③事務室用机4台でございます。仕様と規格は記載のとおりでございます。

次に、2の椅子でございます。①調理室用椅子12脚、②多目的室・ホール兼用椅子120脚、③事務室用椅子合計で6脚でございます。仕様、規格については記載のとおりということでございます。

次に、3の椅子台車でございます。①多目的室・ホール兼用椅子台車3台でございます。仕様、規格は記載のとおりでございます。

次に、4の棚でございます。①備蓄倉庫用棚は合計で8台でございます。②附属棟災害用備品倉庫用棚は合計で6台でございます。こちらも、仕様と規格は記載のとおりでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

（なし）

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第16号 議員の派遣について

○議長 日程第5、発議第16号 議員の派遣について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者寒河江 司君。

（5番 寒河江 司君 登壇）

○5番 5番寒河江です。

それでは、私よりご説明を申し上げます。

発議第16号 議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年9月17日提出、提出者、賛成者につきましては、記載のとおりであります。

次に、別紙であります。

議員の派遣について。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び川西町議会会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記。

山形県町村議会議長会主催町村議会議員研修会。

目的、議員の識見を広め、議会活動の円滑化に資する。

派遣場所、山形市、山形国際交流プラザ。

期日、令和7年10月27日。

派遣議員、議員全員であります。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第17号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第6、発議第17号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会活性化調査特別委員会において、それぞれ検討され、申出があったものであります。これを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第17号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって令和7年第3回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午前11時32分)